

12345P-00

2027

年度版



よくわかる
社労士

合格するための

過去10年

本試験問題集

3 健保・社一

TAC社会保険労務士講座・編著

TAC出版
TAC PUBLISHING Group



科目別

項目別

過去問10年分で
知識を完璧に!

1肢ごとにわかりやすい解説つきで知識が深まる!

しかも!
速習に
便利な



こたえ シート
かくす つき!

最新の
改正情報は

Web 順次
で

公開!

はじめに

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなっています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに困惑しているのが現状ではないでしょうか。ところが、過去10年間の試験問題を子細に分析・検討してみると、各科目とも、内容の類似した、極端な場合には全く同じ問題がくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握しておけば、ムダのない的を絞った学習が可能となるわけです。

以上のことを踏まえ本書は、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一问一答形式」にまとめました。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一问一答形式で学習を進めていけば、どのような出題方式にも対応しうる力をつけることができます。また、選択式問題では、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

さらに、本書の解説においては、過去問を「解く」だけでなく、あわせて確認しておきたい「ポイント」や「プラスα」の知識も充実させました。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって本試験に臨むことができるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2026年9月

**TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同**

本書は、2026年9月2日現在において公布され、かつ、2027年本試験受験案内が発表されるまで施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2026年9月3日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2027年2月上旬より、小社ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「TAC出版オンラインストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

本書の構成と効果的な活用法

本書の構成要素

令和8年度の本試験問題を各項目の冒頭に掲載し、最新の本試験傾向が把握しやすい構成となっています。
その他は年度に関係なく掲載しています。

難問マーク

この問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に進めていきましょう。

1 労働憲章、適用等

問題例題

労働基準法第3条が禁止する「差別的取扱」をするとは、当該労働者を不利に取り扱うことをいい、有利に取り扱うことは含まれない。

過去問

問1 労働基準法第1条にいう「人たるに値する生活」には、労働者の標準家族の生活をも含めて考えることとされているが、この「標準家族」の範囲は、社会の一般通念にかかわらず、「配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、当該労働者によって生計を維持しているもの」とされている。

問2 労働基準法第1条にいう、「人たるに値する生活」とは、社会の一般常識によって決まるものであるとされ、具体的には、「賃金の最低額を保障することによる最低限度の生活」をいう。

問3 労働基準法第1条にいう「労働関係の当事者」には、使用者及び労働者のほかに、それぞれの団体である使用者団体と労働組合も含まれる。

問4 労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となつて、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。

【出題年度と問題番号の見方】

全問、出題年度と問題番号つきです。年度マークの見方は次のとおりです。

R5-1A 令和5年の択一式、問1のA肢で出題

R5-選 令和5年の選択式で出題

※出題年度・問題番号に「改」と表示している問題は、法改正等により、一部改題が入っているものです。

なお、出題年度によって、年度マークを太字と細字で分けて表示しています。
令和8年～令和4年の直近5年分は太字で強調(例 **R5-1A**)。さらにさかのぼった6～10年前の問題(令和3年～平成29年)は細字(例 H30-1A)となっています。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律については、労働者災害補償保険法の間8～10、雇用保険法の間8～10に分けて出題されることから、以下のように表示しています。

H30-災8A 平成30年の択一式、労働者災害補償保険法、問8のA肢で出題

H30-雇8A 平成30年の択一式、雇用保険法、問8のA肢で出題

付属の「こたえかくすシート」で解答を隠しながら学習することができるので、とても便利です。

【答1】 × 法3条、法3条が...には、有利に取り扱うことも含まれる。

【答1】 × 法1条、昭和22.9.13...401号。標準家族の範囲は、その時々で...理解されるべきものであるとされている。

Point 労働者が人たるに値する生活を営むためには、その標準家族の生活を含めて考えることとされている。

【答2】 × 法1条、労働基準法第1条の「人たるに値する生活」とは、日本国憲法第25条第1項の「健康で文化的な最低限度」の生活を内容とするものであるが、これは賃金の最低額を保障することによってのみ達せられるものではなく、一般の社会通念によって決まるものである。

【答3】 ○ 法1条2項。設問の通り正しい。
プラスα 労働関係とは、使用者・労働者間の「労務提供-賃金支払」を軸とする関係をいい、その当事者は、使用者及び労働者のほかに、それぞれの団体、すなわち、使用者団体と労働組合を含む。

【答4】 **Point** 設問の規定(法1条2項)については、労働条件の低下が労働基準法の基準を理由としているか否かに重点を置いて判断するものであり、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には、当該規定には抵触しない。

【解答の見方】

TACの過去10の解答は、問題の論点をおさえるだけでなく、周辺知識のインプットも効果的に行えるよう、解説にとくにこだわっています。

Point 超重要事項のまとめです。

プラスα 問題と一緒に確認しておきたい内容です。

まず1周目は、問題を解き、解答をあわせていくことに専念し、2周目以降は、解説を読みながら、知識の拡充をしていってください。

ここが便利！

過去問検索索引

本書の索引は過去問の番号から該当頁の検索ができるように組み立てられています。解きたい問題がすぐに探し出せて便利です。

効果的な活用法

○受験経験のある方は、年度順に解きましょう！

- ① まずはR8～4問題を解く(年度マークが太字の問題)
- ② 終わったらR3～H29問題を解く(年度マークが細字の問題)
- ③ 間違えた問題を中心によく復習

○初学者の方は、優先順位の高いものから順に解きましょう！

- ① マークなし問題を解く
- ② ①が確実に解けるようになったら**難**マークのある問題にチャレンジ！

参考 学習スケジュールのイメージ

	～ 3月	4月～ 6月	7月、8月
受験経験者	R8～4(太字)	R3～H29(細字)	間違えた問題を中心に繰り返し演習
初学者	マークなし	難 問題	

社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬(令和8年は4月13日～5月31日) ※インターネット申込み、または郵送申込み
試験日程	8月下旬(令和8年は8月23日)
合格発表	10月上旬(令和8年は10月1日)
受験料	15,000円

主な受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)

行政書士となる資格を有する者

※詳細は「全国社会保険労務士会連合会試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

選択式	8問出題(40点満点〈1問あたり空欄が5つ〉) 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題(70点満点) 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準との両方をクリアする必要があります。

参考 令和7年度本試験の合格基準

選択式：総得点22点以上、各科目3点以上(ただし、労働者災害補償保険法、労務管理その他の労働に関する一般常識及び社会保険に関する一般常識は2点以上)

択一式：総得点42点以上、各科目4点以上(ただし、雇用保険法は3点以上)

試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2 科目	7 問
労働安全衛生法	混合問題で 1 問	3 問
労働者災害補償保険法	1 問	7 問
雇用保険法	1 問	7 問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6 問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1 問	10問
社会保険に関する一般常識	1 問	
健康保険法	1 問	10問
厚生年金保険法	1 問	10問
国民年金法	1 問	10問

過去 5 年間の受験者数・合格者数の推移

年 度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
受験申込者数	50,433人	52,251人	53,292人	53,707人	53,618人
受験者数	37,306人	40,633人	42,741人	43,174人	43,421人
合格者数	2,937人	2,134人	2,720人	2,974人	2,376人
合格率	7.9%	5.3%	6.4%	6.9%	5.5%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会試験センター」へ
<https://www.sharosi-siken.or.jp>

● CONTENTS ●

○はじめに／iii

○本書の構成と効果的な活用法／iv

○社会保険労務士試験の概要／vi

1 健保(健康保険法)

1	目的等	4
2	全国健康保険協会	4
3	健康保険組合	12
4	権限の委任等	22
5	適用事業所	24
6	被保険者の範囲、被保険者から除外される者(適用除外)等	26
7	被保険者資格の取得及び喪失、得喪の確認	36
8	任意継続被保険者	42
9	特例退職被保険者	48
10	被扶養者	50
11	事業主による届出	60
12	被保険者による届出等	64
13	通知	68
14	保険医療機関又は保険薬局	70
15	保険医又は保険薬剤師	74
16	指定訪問看護事業者	78
17	診療報酬	82
18	報酬・賞与	82
19	標準報酬の概要	88
20	定時決定	88
21	資格取得時決定	92
22	随時改定	94
23	育児休業等終了時改定	100
24	産前産後休業終了時改定	100
25	報酬月額算定の特例	102
26	任意継続被保険者、特例退職被保険者の標準報酬月額	106
27	標準賞与額	108
28	国庫負担等	112

29	保険料	114
30	保険料率	122
31	保険料の負担	126
32	保険料の納付	128
33	督促、滞納処分及び延滞金	136
34	療養の給付	138
35	入院時食事療養費	142
36	入院時生活療養費	144
37	保険外併用療養費	146
38	療養費	150
39	家族療養費	154
40	訪問看護療養費	156
41	高額療養費	158
42	高額介護合算療養費	164
43	移送費及び家族移送費	166
44	傷病手当金	168
45	出産育児一時金及び出産手当金、家族出産育児一時金	178
46	埋葬料及び埋葬費、家族埋葬料	182
47	資格喪失後の給付	184
48	健康保険組合の付加給付	192
49	給付通則(給付制限以外)	192
50	給付制限(給付通則)	200
51	日雇特例被保険者に関する特例	206
52	保健福祉事業	212
53	時効	214
54	雑則	218
55	罰則	220
56	不服申立て	222
★	選択式	224

2 社一(社会保険に関する一般常識)

1	社会保険労務士法	248
2	国民健康保険法	264
3	船員保険法	278
4	高齢者医療確保法	288

5	介護保険法	304
6	児童手当法	316
7	確定拠出年金法	320
8	確定給付企業年金法	328
9	不服審査機関等	336
10	社会保障制度・沿革・その他	342
★	選択式	358

○過去問検索索引／ 378

1 健保 (健康保険法)

健康保険法

凡 例

法	→健康保険法
令	→健康保険法施行令
則	→健康保険法施行規則
指定省令	→保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令
社審法	→社会保険審査官及び社会保険審査会法
保険発	→保険局保険課長名通知
保発	→保険局長名通知
庁保発	→社会保険庁医療部長又は保険部長名通知
保文発	→民間に対して出す保険局長名通知
社発	→社会局長名通知
厚労告	→厚生労働省告示〔平成12年以前：労働省告示(労告)〕
介保法	→介護保険法
公害補償法	→公害健康被害の補償等に関する法律
公害補償令	→公害健康被害の補償等に関する法律施行令

健保：目次

1	目的等	4
2	全国健康保険協会	4
3	健康保険組合	12
4	権限の委任等	22
5	適用事業所	24
6	被保険者の範囲、被保険者から除外される者(適用除外)等	26
7	被保険者資格の取得及び喪失、得喪の確認	36
8	任意継続被保険者	42
9	特例退職被保険者	48
10	被扶養者	50
11	事業主による届出	60
12	被保険者による届出等	64
13	通知	68
14	保険医療機関又は保険薬局	70
15	保険医又は保険薬剤師	74
16	指定訪問看護事業者	78
17	診療報酬	82
18	報酬・賞与	82
19	標準報酬の概要	88

20	定時決定	88
21	資格取得時決定	92
22	随時改定	94
23	育児休業等終了時改定	100
24	産前産後休業終了時改定	100
25	報酬月額の特例	102
26	任意継続被保険者、特例退職被保険者の標準報酬月額	106
27	標準賞与額	108
28	国庫負担等	112
29	保険料	114
30	保険料率	122
31	保険料の負担	126
32	保険料の納付	128
33	督促、滞納処分及び延滞金	136
34	療養の給付	138
35	入院時食事療養費	142
36	入院時生活療養費	144
37	保険外併用療養費	146
38	療養費	150
39	家族療養費	154
40	訪問看護療養費	156
41	高額療養費	158
42	高額介護合算療養費	164
43	移送費及び家族移送費	166
44	傷病手当金	168
45	出産育児一時金及び出産手当金、家族出産育児一時金	178
46	埋葬料及び埋葬費、家族埋葬料	182
47	資格喪失後の給付	184
48	健康保険組合の付加給付	192
49	給付通則(給付制限以外)	192
50	給付制限(給付通則)	200
51	日雇特例被保険者に関する特例	206
52	保健福祉事業	212
53	時効	214
54	雑則	218
55	罰則	220
56	不服申立て	222
★	選択式	224

健保：択一式出題ランキング

- 1位 健康保険組合(26問)
- 2位 傷病手当金(23問)
- 3位 被扶養者(22問)

1 目的等

過去問

1問1

☐ ☐ ☐

R4-1A

被保険者又は被扶養者の業務災害(労災保険法第7条第1項第1号に規定する、労働者の業務上の負傷、疾病等をいう。)については健康保険法に基づく保険給付の対象外であり、労災保険法に規定する業務災害に係る請求が行われている場合には、健康保険の保険給付の申請はできない。

1問2

☐ ☐ ☐

R4-2A

被保険者の数が5人以上である適用事業所に使用される法人の役員としての業務(当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められるものに限る。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、傷病手当金を含めて健康保険から保険給付が行われる。

1問3

☐ ☐ ☐

H30-10A

被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者は、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても健康保険による保険給付の対象となる場合があるが、その対象となる業務は、当該法人における従業員(健康保険法第53条の2に規定する法人の役員以外の者をいう。)が従事する業務と同一であると認められるものとされている。

2 全国健康保険協会

過去問

2問1

☐ ☐ ☐

H29-1C

任意継続被保険者の保険料の徴収に係る業務は、保険者が全国健康保険協会の場合は厚生労働大臣が行い、保険者が健康保険組合の場合は健康保険組合が行う。

2問2

☐ ☐ ☐

R6-6B改

難

全国健康保険協会の定款記載事項である事務所の所在地を変更する場合、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

①答1 × 法1条、平成24.6.20事務連絡、平成25.8.14事務連絡。被保険者又は被扶養者の業務災害については、健康保険法に基づく保険給付の対象外であるが、労災保険における審査の結果、業務外であることを理由に不支給となった場合は、原則として健康保険の給付対象となるため、労災保険法に規定する業務災害に係る請求が行われている場合であっても、健康保険の保険給付の支給申請を行うことは可能となっている。

①答2 × 法53条の2、則52条の2。設問の「5人以上」は、正しくは「5人未満」である。

①答3 ○ 法53条の2、則52条の2。設問の通り正しい。

②答1 × 法5条2項、法155条。任意継続被保険者の保険料の徴収に係る業務は、保険者が全国健康保険協会の場合は、「全国健康保険協会」が行う。

②答2 × 法7条の6,2項、則2条の3,1号。全国健康保険協会の定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ効力を生じないとするのが原則であるが、その変更が事務所の所在地の変更等の事項である場合には、認可を受けなくても効力を生ずる。なお、この場合は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2問3

☐☐☐

R5-1C改

難

全国健康保険協会は、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。役員の任期は3年とする。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選により選ばれた者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2問4

☐☐☐

R元-10改

全国健康保険協会の理事長、理事及び監事の任期は3年、全国健康保険協会の運営委員会の委員の任期は2年とされている。

2問5

☐☐☐

H29-1A

全国健康保険協会の常勤役員は、厚生労働大臣の承認を受けたときを除き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

2問6

☐☐☐

R4-5A

難

健康保険法第7条の14によると、厚生労働大臣又は全国健康保険協会理事長は、それぞれその任命に係る全国健康保険協会の役員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反があるときのいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。また、全国健康保険協会理事長は、当該規定により全国健康保険協会理事を解任したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

2問7

☐☐☐

R元-1A

全国健康保険協会(以下本問において「協会」という。)と協会の理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合には、協会の監事が協会を代表することとされている。

2問8

☐☐☐

H30-17

難

全国健康保険協会の運営委員会の委員は、9人以内とし、事業主、被保険者及び全国健康保険協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命することとされており、運営委員会は委員の総数の3分の2以上又は事業主、被保険者及び学識経験を有する者である委員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができないとされている。

2答3 × 法7条の9、法7条の10,2項、法7条の12,1項。全国健康保険協会の理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、「理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者」がその職務を代理し、又はその職務を行うこととされている。なお、設問のその他の記述は正しい。

2答4 ○ 法7条の9、法7条の12,1項、法7条の18,3項。設問の通り正しい。

2答5 ○ 法7条の15。設問の通り正しい。全国健康保険協会の業務は、健康保険組合に加入しない適用事業所の被保険者を管掌し、特定の業種の利益に偏らない業務運営が求められることから、常勤の役員が、営利企業の役員等を兼業することや、報酬を得て事業に従事することを制限している。

2答6 ○ 法7条の14,2項、3項。設問の通り正しい。

2答7 ○ 法7条の16。設問の通り正しい。

プラス
a

協会には、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人が置かれる。

2答8 ○ 法7条の18,2項、則2条の4,5項。設問の通り正しい。

2問9

☐☐☐

R元-1E改

全国健康保険協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び厚生労働大臣が選任する会計監査人の意見を付けて、決算完結後2か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2問10

☐☐☐

H30-1才

厚生労働大臣は、全国健康保険協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。この評価を行ったときは、遅滞なく、全国健康保険協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

2問11

☐☐☐

R6-1A

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、厚生労働大臣から事業年度ごとの業績について評価を受け、その評価の結果を公表しなければならない。

2問12

☐☐☐

R6-2D改



全国健康保険協会は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、厚生労働大臣が選任する会計監査人である公認会計士又は監査法人から監査を受けなければならない。

2問13

☐☐☐

R2-7B

全国健康保険協会の短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないが、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。この借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

2問14

☐☐☐

H30-1ウ



全国健康保険協会が業務上の余裕金で国債、地方債を購入し、運用を行うことは一切できないとされている。

2答9 ○ 法7条の28,2項、法7条の29,2項。設問の通り正しい。なお、全国健康保険協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の**5月31日**までに完結しなければならない。

2答10 ○ 法7条の30。設問の通り正しい。

2答11 × 法7条の30。全国健康保険協会の事業年度ごとの業績についての評価の結果を公表しなければならないとされているのは、「全国健康保険協会」ではなく、「厚生労働大臣」である。厚生労働大臣は、全国健康保険協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならないとされており、また、その評価を行ったときは、遅滞なく、全国健康保険協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならないとされている。

2答12 ○ 法7条の29,1項～3項。設問の通り正しい。

2答13 ○ 法7条の31,2項、3項。設問の通り正しい。

2答14 × 法7条の33、令1条の2,1号。全国健康保険協会が業務上の余裕金で国債、地方債を購入し、運用を行うことはできるとされている。**2答15**の**Point**参照。

2027年度版 よくわかる社労士
合格するための過去10年本試験問題集3 健保・社一

発行日 2026 年 10 月 14 日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 齋藤智記

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp>

© TAC 2026

管理コード 12345P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。